

学校生活について

1 生徒として遵守すべきこと

- (1) 規則正しい生活を送り、遅刻・欠席がないよう心がけること。
- (2) 基本的な学習習慣を身につけ、履修する教科内容の理解・定着に努めること。
- (3) 予習・復習を心がけ、目標とする進路に応じた適確な学力を身につけること。
- (4) 望ましい交友関係を築き、社会性を身につける活動を心がけること。
- (5) 学期中のアルバイトは原則許可しないが、長期休業中は届出により許可をする。
- (6) 携帯電話・スマートフォンは校地内では電源を切り、使用しないこと。またカバン等の中に入れ、適切な管理をすること。
- (7) 学校内での政治的活動は原則禁止とする。
- (8) 夜間外出等は避け、保護者の了解を得た時間内での行動を心がけること。
- (9) 友人宅等への外泊は原則禁止する。但し、止むを得ない場合は保護者の承認を得て、無断外泊等非行に繋がらないよう注意すること。
- (10) 飲食店等の出入りなど、校外生活における行動については、高校生に相応しい場所を選び、本校生としての品位を保つこと。
- (11) パチンコ店等の遊技場は出入りを禁止する。カラオケボックスは好ましい場所ではない。ただし、保護者の同意があれば午後7時まで可とする。
- (12) その他各種届出書、報告書は事前、事後に必ず提出すること。
- (13) 自分で判断できないことについては、担任等に相談、指導に従い行動すること。

2 通学について

- (1) 本校指定の制服等、所定の服装で通学すること。
- (2) 通学は、公共交通機関、自転車、徒歩で行うこと。
- (3) 自転車通学者は届出により許可を得て、高校生に相応しい自転車を使用すること。
- (4) 自転車使用者は、二人乗り、無灯火、傘さし、イヤホン・携帯電話・スマートフォン等を使用しながらの危険な運転はしないこと。
- (5) 災害等の非常時や、公共交通機関の運休等で通学に困難が生じた時は、以下の指示に従うものとする。
 - ① 遠距離通学で公共交通機関が運休したり、復旧の目途が立たないような状況であったり、自宅から最寄り駅まで移動ができなかったり、登校できても帰宅が困難である場合など、事情がある場合、安全を第一に考えて判断すること。
 - ② 翌日の天候等の状況によっては、事前に休校等の条件を示すが、不測の事態に際しては、事前に登録しているアドレスにメール一斉送信する。
インターネットホームページ <https://www.torikyo.ed.jp/yonagm-h/>

服装について

1 服装・頭髪

「身だしなみを整える」ことに心がける

- ・清潔感があること
 - ・機能的であること
 - ・場の雰囲気调到していること
- (面接試験等に対応できる服装・頭髪とする)

(1) 制服

本校指定のブレザー、長袖シャツ、スラックス又はスカート、ネクタイ又はリボンを着用する。

※登下校および校内では、制服着用を原則とする。

※スカート丈は膝の中心とする。ベルトの使用、腰部の巻き上げは不可。

※冬季防寒のため、ブレザーの下に、本校指定のベスト、カーディガン、セーターの着用を認める。

(2) 夏季制服

本校指定の長袖シャツ又はポロシャツ、スラックス又はスカートを着用する。

※ネクタイ又はリボンの着用は任意とする。

※カーディガン等の着用を認める。

(3) 頭髪

清潔であり、不快感を与えないものとし、パーマや毛染め、つけ毛等の加工は不可。

(4) 靴下・ストッキング

黒・紺・グレー・茶・白の無地及びワンポイントとする。

ストッキングはベージュ、黒とする。

(5) 履物

靴で登校すること。サンダル等は不可。

校舎内では指定の上履き(指定色のサンダル)とする。

(6) 防寒着・マフラー・手袋等

制服にあった派手でなく装飾品などのつかないものとする。

(7) 装飾品等

ピアス、ペンダント、ブローチ、ネックレス、リング、ヘアバンド、カラーコンタクト等、高校生として不必要なものは着用しないこと。又、マニキュア、口紅(含:色付きリップ)等による化粧や装飾はしないこと。

2 服装検査

(1) 毎月1回実施する。

(2) 検査内容、項目については要項を作成する。

3 その他

(1) 自分で判断のつかない場合は、担任・生徒支援部の指示に従うこと。

(2) 制服の調整は、本校制服取扱店でしてもらうこと。

(3) 頭髪服装について、申出がある場合は、頭髪服装指導に関わる自己申告書を提出すること。

(4) 制服と異なる服装で登校、校内で過ごす場合は担任を通じて異装の申出をして許可を得ること。

(5) 服装移行期間 5月1日～6月30日、9月1日～10月31日